

議案第19号

新居浜市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年2月22日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市火災予防条例の一部を改正する条例

新居浜市火災予防条例（昭和37年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第3条、第18条関係）

種類			離隔距離（単位：センチメートル）					
			入力	上方	側方	前方	後方	備考
炉	開放炉	使用温度が800度以上のもの	—	250	200	300	200	
		使用温度が300度以上800度未満のもの	—	150	150	200	150	
		使用温度が300度未満のもの	—	100	100	100	100	
	開放炉以外	使用温度が800度以上のもの	—	250	200	300	200	
		使用温度が300度以上800度未満のもの	—	150	100	200	100	
		使用温度が300度未満のもの	—	100	50	100	50	

ふろがま	気体燃料	不燃以外	半密閉式	浴室内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21キロワット以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42キロワット以下)	—	15 (注)	15	15	(注) 浴槽との離隔距離は0センチメートルとするが、合成樹脂浴槽(ポリプロピレン浴槽等)の場合は2センチメートルとする。
					内がま	21キロワット以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42キロワット以下)	—	—	60	—	
				浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21キロワット以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70キロワット以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下)	—	15	15	15	
					外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21キロワット以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70キロワット以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下)	—	15	60	15	
					内がま	21キロワット以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70キロワット以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下)	—	15	60	—	
				密閉式		21キロワット以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70キロワット以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下)	—	2 (注)	2	2	
				屋外用		21キロワット以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70	60	15	15	15	

				キロワット以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下)					
不燃	半密閉式	浴室内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21キロワット以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42キロワット以下)	—	4.5 (注)	—	4.5	
			内がま	21キロワット以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42キロワット以下)	—	—	—	—	
		浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21キロワット以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70キロワット以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下)	—	4.5	—	4.5	
			外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21キロワット以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70キロワット以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下)	—	4.5	—	4.5	
	密閉式		内がま	21キロワット以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70キロワット以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下)	—	—	—	—	
				21キロワット以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70キロワット以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下)	—	2 (注)	—	2	

		屋外用		21キロワット以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70キロワット以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下)	30	4.5	—	4.5			
	液体燃料	不燃以外		39キロワット以下	60	15	15	15			
		不燃		39キロワット以下	50	5	—	5			
		上記に分類されないもの		—	60	15	60	15			
温風暖房機	気体燃料	不燃以外・不燃	半密閉式・密閉式	バーナーが隠蔽	強制対流型	19キロワット以下	4.5	4.5	60	4.5	(注1) 風道を使用するものにあつては15センチメートルとする。 (注2) ダクト接続型以外の場合にあつては100センチメートルとする。
	液体燃料	不燃以外	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	26キロワット以下	100	15	150	15	
					26キロワットを超え70キロワット以下	100	15	100	15	(注1)	
					温風を全周方向に吹き出すもの	26キロワット以下	100	150	150	150	
					強制排気型	26キロワット以下	60	10	100	10	
			密閉式	強制給排気型	26キロワット以下	60	10	100	10		
	不燃	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	70キロワット以下	80	5	—	5		
				温風を全周方向に吹き出すもの	26キロワット以下	80	150	—	150		
				強制排気型	26キロワット以下	50	5	—	5		
				密閉式	強制給排気型	26キロワット以下	50	5	—	5	
		上記に分類されないもの		—	100	60	60	60	(注2)		
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14キロワット以下	100	15	15	15	(注)	(注) 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型レンジ	21キロワット以下	100	15	15	15	(注)	
	不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリド	14キロワット以下	80	0	—	0			

				ル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ							
				据置型レンジ	21キロワット以下	80	0	—	0		
			上記に分類されないもの	使用温度が800度以上のもの	—	250	200	300	200		
				使用温度が300度以上800度未満のもの	—	150	100	200	100		
				使用温度が300度未満のもの	—	100	50	100	50		
ボイラー	気体燃料	不燃以外	開放式	フードを付けない場合	7キロワット以下	40	4.5	4.5	4.5		
				フードを付ける場合	7キロワット以下	15	4.5	4.5	4.5		
			半密閉式	12キロワットを超え42キロワット以下	—	15	15	15			
				12キロワット以下	—	4.5	4.5	4.5			
			密閉式	42キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5			
			屋外用	フードを付けない場合	42キロワット以下	60	15	15	15		
				フードを付ける場合	42キロワット以下	15	15	15	15		
			不燃	開放式	フードを付けない場合	7キロワット以下	30	4.5	—	4.5	
					フードを付ける場合	7キロワット以下	10	4.5	—	4.5	
				半密閉式	42キロワット以下	—	4.5	—	4.5		
				密閉式	42キロワット以下	4.5	4.5	—	4.5		
				屋外用	フードを付けない場合	42キロワット以下	30	4.5	—	4.5	
					フードを付ける場合	42キロワット以下	10	4.5	—	4.5	
			液体燃料	不燃以外	12キロワットを超え70キロワット以下	60	15	15	15		
12キロワット以下	40	4.5			15	4.5					
不燃	12キロワットを超え70キロワット以下	50		5	—	5					
	12キロワット以下	20		1.5	—	1.5					
上記に分類されないもの				23キロワットを超える	120	45	150	45			
				23キロワット以下	120	30	100	30			
ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7キロワット以下	30	60	100	4.5	(注) 熱対流方向が一方に集中する場合には
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠	自然対流型	19キロワット以下	60	4.5	4.5	4.5	



			フードを付ける場合	7キロワット以下	10	4.5	—	4.5			
		瞬間型	フードを付けない場合	12キロワット以下	30	4.5	—	4.5			
			フードを付ける場合	12キロワット以下	10	4.5	—	4.5			
		半密閉式		12キロワット以下	—	4.5	—	4.5			
		密閉式	常圧貯蔵型	12キロワット以下	4.5	4.5	—	4.5			
	瞬間型		調理台型	12キロワット以下	—	0	—	0			
			壁掛け型、据置型	12キロワット以下	4.5	4.5	—	4.5			
		屋外用	フードを付けない場合	12キロワット以下	30	4.5	—	4.5			
			フードを付ける場合	12キロワット以下	10	4.5	—	4.5			
	液体燃料	不燃以外		12キロワット以下	40	4.5	15	4.5			
		不燃		12キロワット以下	20	1.5	—	1.5			
給湯湯沸設備	気体燃料	不燃以外	半密閉式	常圧貯蔵型	12キロワットを超え 42キロワット以下	—	15	15	15		
				瞬間型	12キロワットを超え 70キロワット以下	—	15	15	15		
		密閉式	常圧貯蔵型	12キロワットを超え 42キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5			
				瞬間型	調理台型	12キロワットを超え 70キロワット以下	—	0	—	0	
					壁掛け型、据置型	12キロワットを超え 70キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12キロワットを超え 42キロワット以下	60	15	15	15		
				フードを付ける場合	12キロワットを超え 42キロワット以下	15	15	15	15		
			瞬間型	フードを付けない場合	12キロワットを超え 70キロワット以下	60	15	15	15		
				フードを付ける場合	12キロワットを超え 70キロワット以下	15	15	15	15		
		不燃	半密閉式	常圧貯蔵型	12キロワットを超え 42キロワット以下	—	4.5	—	4.5		
					瞬間型	12キロワットを超え 70キロワット以下	—	4.5	—	4.5	
			密閉式	常圧貯蔵型	12キロワットを超え 42キロワット以下	4.5	4.5	—	4.5		
					瞬間型	調理台型	12キロワットを超え 70キロワット以下	—	0	—	0
						壁掛け型、据置型	12キロワットを超え 70キロワット以下	4.5	4.5	—	4.5

		屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12キロワットを超え 42キロワット以下	30	4.5	—	4.5		
				フードを付ける場合	12キロワットを超え 42キロワット以下	10	4.5	—	4.5		
			瞬間型	フードを付けない場合	12キロワットを超え 70キロワット以下	30	4.5	—	4.5		
				フードを付ける場合	12キロワットを超え 70キロワット以下	10	4.5	—	4.5		
液体燃料	不燃以外				12キロワットを超え 70キロワット以下	60	15	15	15		
		不燃			12キロワットを超え 70キロワット以下	50	5	—	5		
	上記に分類されないもの					—	60	15	60		15
移動式ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7キロワット以下	100	30	100	4.5	(注1) 熱対流方向が一方向に集中する場合にはあっては60センチメートルとする。 (注2) 方向性を有するものにはあっては100センチメートルとする。
					全周放射型	7キロワット以下	100	100	100	100	
			バーナーが隠蔽	自然対流型	7キロワット以下	100	4.5	4.5	4.5	(注1)	
				強制対流型	7キロワット以下	4.5	4.5	60	4.5		
		不燃	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7キロワット以下	80	15	80	4.5	
					全周放射型	7キロワット以下	80	80	80	80	
			バーナーが隠蔽	自然対流型	7キロワット以下	80	4.5	4.5	4.5	(注1)	
				強制対流型	7キロワット以下	4.5	4.5	60	4.5		
	液体燃料	不燃以外	開放式	放射型		7キロワット以下	100	50	100	20	
				自然対流型		7キロワットを超え12 キロワット以下	150	100	100	100	
						7キロワット以下	100	50	50	50	
			強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	12キロワット以下	100	15	100	15		
7キロワットを超え12 キロワット以下					100	150	150	150			
7キロワット以下					100	100	100	100			
不燃		開放式	放射型		7キロワット以下	80	30	—	5		
			自然対流型		7キロワットを超え12 キロワット以下	120	100	—	100		
7キロワット以下	80				30	—	30				
強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの		12キロワット以下	80	5	—	5				





				を付けない場合)						
				卓上型オーブン・グリル（フードを付ける場合)	7キロワット以下	10	4.5	—	4.5	
				炊飯器（炊飯容量4リットル以下)	4.7キロワット以下	15	4.5	—	4.5	
				圧力調理器（内容積10リットル以下)	—	15	4.5	—	4.5	
移動式 こんろ	液体燃料	不燃以外		6キロワット以下	100	15	15	15		
		不燃		6キロワット以下	80	0	—	0		
		固体燃料		—	100	30	30	30		
電気 温風機	電気	不燃以外		2キロワット以下	4.5 (注)	4.5 (注)	4.5 (注)	4.5 (注)	(注) 温風の吹き出し方向にあっては60センチメートルとする。	
		不燃		2キロワット以下	0 (注)	0 (注)	— (注)	0 (注)		
電気 調理用機器	電気	不燃以外	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8キロワット以下（1口当たり2キロワットを超え3キロワット以下)	100	2	2	2	(注1) 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離）を示す。 (注2) 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の
						—	20 (注1)	—	20 (注1)	
					—	10 (注2)	—	10 (注2)		
					4.8キロワット以下（1口当たり1キロワットを超え2キロワット以下)	100	2	2	2	
						—	15 (注1)	—	15 (注1)	
					—	10 (注2)	—	10 (注2)		
					4.8キロワット以下（1口当たり1キロワット以下)	100	2	2	2	
						—	10 (注1) (注2)	—	10 (注1) (注2)	
こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8キロワット以下（1口当たり3.3キロワット以下)	100	2	2	2					
		—	10 (注2)	—	10 (注2)					

	不燃	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4. 8キロワット以下（1口当たり3キロワット以下）	80	0	—	0	場合における発熱体の外周からの距離）を示す。
					—	0 (注1) (注2)	—	0 (注1) (注2)	
			こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5. 8キロワット以下（1口当たり3. 3キロワット以下）	80	0	—	0	
					—	0 (注2)	—	0 (注2)	
電気天火	電気	不燃以外		2キロワット以下	10	4. 5 (注)	4. 5 (注)	4. 5 (注)	(注) 排気口面にあつては10センチメートルとする。
		不燃		2キロワット以下	10	4. 5 (注)	—	4. 5 (注)	
電子レンジ	電気	不燃以外	電熱装置を有するもの	2キロワット以下	10	4. 5 (注)	4. 5 (注)	4. 5 (注)	(注) 排気口面にあつては10センチメートルとする。
		不燃	電熱装置を有するもの	2キロワット以下	10	4. 5 (注)	—	4. 5 (注)	
電気ストーブ	電気	不燃以外	前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2キロワット以下	100	30	100	4. 5	
			全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2キロワット以下	100	100	100	100	
			自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2キロワット以下	100	4. 5	4. 5	4. 5	
	不燃	前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2キロワット以下	80	15	—	4. 5		
		全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2キロワット以下	80	80	—	80		
		自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2キロワット以下	80	0	—	0		
電気乾燥器	電気	不燃以外	食器乾燥器	1キロワット以下	4. 5	4. 5	4. 5	4. 5	
		不燃	食器乾燥器	1キロワット以下	0	0	—	0	
電気乾燥	電気	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3キロワット以下	4. 5	4. 5	4. 5	4. 5	(注1) 前面に排気口を有する機

機								器にあつては0センチメートルとする。
	不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3キロワット以下	4.5 (注1)	0 (注2)	— (注2)	0 (注2)	(注2) 排気口面にあつては4.5センチメートルとする。
電気温水器	電気	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10キロワット以下	4.5	0	0	0
		不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10キロワット以下	0	0	—	0

備考

- 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正されたことに伴い、対象火気設備等の離隔距離の見直し等を行うため、本案を提出する。